

公害問題発生の原因としては、4大工業地帯とその周辺への産業や、人口の集中および石油コンビナートにみられるような技術革新による新産業の展開、燃料源の転換等があげられる。

すなわち、経済的、社会的、技術的な発展、変化があらたに公害問題を作り出している。このような発展、変化への対応の遅れが今日の公害問題をはげしくしている。

第一に公害防除のための資本投下の不足、防除関係の科学や技術の未開発があげられる。第二に、企業によっては公害防止施設の設置の努力不足がみられる。第三に、国土の制約による都市計画上のむずかしさ、住民の移動の困難さがあげられる。さらに原因者側の公害に対する意識や態度が公害防止に大きな役割をもっている。企業の社会的責任の問題である。技術者、われわれ土木工学技術者としても大いに反省すべき問題が多い。

公害の被害の大きさや社会的関心の高さにかかわらず、調査、研究はまだ緒についたばかりである。最近の公害問題のうち、大気汚染、水質汚染、騒音・振動等の産業公害については、ばい煙規制、水質保全、工場排水規制が行なわれているが、まだ実効があがっているとはいえない。最近の都市における浮遊粉じん、亜硫酸ガス、自動車排気ガスによる大気汚染等は増加の傾向をみせ、地域住民の健康、快適な生活維持のために、住民の側からは、許容限度ともいふべき環境基準の設立が望まれている。

公害の拡大と並行して国民の生活環境問題に対する関心欲求の高まりによって公害は深刻な社会問題をつぎつぎにおこしている。

昭和38年12月、沼津市、三島市、清水町の各地に東京電力、富士石油、住友化学の3社による石油コンビナート進出計画が、県から2市1町に提示された。当該地域住民の石油コンビナート進出反対運動がおり、昭和39年9月に沼津市長が誘致中止を声名しなければならぬようになり、地域開発は一応棚上げされた。ま

た、昭和39年6月22日の東京都の地下鉄工事に關する東京地裁の判決がある。この判決では、地下鉄工事の騒音による夜間安眠の妨害が社会生活を営むうえで受認すべき限度を越えるものであるときは、右騒音の発生は不法行為であるとして、被告東京都に対して損害賠償を命じている。このような社会情勢に応じて、佐藤首相は昭和41年4月5日の閣議の席上「公害防止について抜本的な施策を講ずるよう」関係閣僚に指示し、また5月2日の参議院公害特別委員会では鈴木厚相は、今秋までに公害基本法をまとめると言明している。8月4日に公害審議会は中間報告——公害に関する基本的施策——を鈴木厚相に提出し、公害基本法制定の可能性は一段と高まってきた。

中間報告の中では、公害防除技術の開発、環境基準の設定等があげられているが、土木工学の分野もこれに関係するところが多い。本学会関西支部で本年発足した騒音・振動委員会等の公害問題解決のための活動が期待される。本学会にとって一層大切なことは、公害問題に対する学会の姿勢の確立である。公害問題は技術的な面と社会的な面があり、これが統一的に理解されないとなかなか公害問題の真の解決が図れない。今回の中間報告に当って、経済団体連合会は「公害基本法制定には賛成であるが、公害は生産、消費活動の拡大にともなうものであり、したがって公害を恐れるあまり、経済活動を押えるようなことは“工業立国”の否定であり、角をためて牛を殺すことになる。また公害問題には企業側にももちろん責任があるが、産業界はきびしい国際競争に直面しており、無制限に負担を押しつけられることには反対する」と述べている。

公害問題については企業、住民の立場は対立していることが多い。国、地方自治または企業の中で活躍される本学会の会員は、公害防除の計画、実施に当っては、困難な立場におかれることは少ない。このことが、学問技術の発展を妨げている。これを解決するのは学会が公害防除のために熱意を示し、努力をする以外に道はなからう。学会によって公害防除の大道が明らかにされたならば、各界で活躍される会員諸氏も仕事がやりやすくなる。公害防除の学問、技術は衛生工学に関連するところが多いから、本学会の衛生工学委員会や関係会員の一層の配慮を期待する。

\* 正会員 医博 京都大学教授